

ご存知ですか？ 防火対象物使用開始届出書

建物や建物の一部を消防法施行令別表第一（防火対象物）に掲げる用途として使用する者は、豊見城市火災予防条例 43 条（市条例）により防火対象物使用開始届出及び防火対象物棟別概要追加書類を**少なくとも使用開始の1週間前まで**に消防長に届ける必要があります。

（個人の住宅及び長屋、市町村長の指定する山林や総務省令で定める舟車を除く。）

消防法第2条

防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に係留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。

例：**アパート、店舗、福祉施設、事務所等**

・ 防火対象物使用開始届出書を提出する目的

消防本部の職務として、緊急通報による出動の際、確実かつ迅速な現場活動の為に**詳細を把握**しておく必要があります。

さらに、防火対象物（建物等）の用途や大きさ、構造に応じて変わる消防用設備等や義務となる届出等を確認し防火対象物別に**適切な指導**を行う必要があります。

また既存の建物にテナントとして入る場合は、特に消防用設備等の追加設置がでる場合があり、所有者と貸借人の間でトラブルが発生する可能性がありますので**不要なトラブルを避ける為**にも事前に防火対象物使用開始届出書の提出をお願い致します。

・届出が該当するのは次のとおりです。

- 建物を新築したとき
- 建物を増改築したとき
- 建物の用途やテナントを変更したとき
(例：事務所→店舗、個人住宅→介護施設等)
- 建物の一部を別の用途で使用するとき

- ※ 建物の増改築やテナントを変更することによって、新たに消防用設備等が必要になる場合がありますので、計画段階で消防本部予防課にご相談ください。
- ※ 届出は使用を開始する1週間前までに、2部（正、副）提出してください。
- ※ 法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

よろしくお祈いします！！
FIRE！！



お問合せ

豊見城市消防本部 予防課
TEL：098-850-3105